

2015年7月10日 永倉

## 2015年全国教育委員会アンケート調査

中皮腫・じん肺・アスベストセンター 所長 名取雄司  
〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル5F

TEL 03-5627-6007 Fax 03-3683-9766

e-mail : [info@asbestos-center.jp](mailto:info@asbestos-center.jp)

HP: <<http://www.asbestos-center.jp/>>

担当 永倉冬史 携帯:090-1408-4136

### はじめに

2014年7月文部科学省は、大気汚染防止法改正及び石綿障害予防規則の一部改正に伴い、学校施設等のレベル2アスベスト含有建材（煙突用石綿断熱材、配管保温材、耐火被覆材等）について「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況等調査（特定調査）」を、全国の教育委員会あてに通達した。この通達を受けて全国の教育委員会はどのような調査を行ったのかは、児童・生徒・学校関係者のアスベストばく露を防止するうえで、極めて重要である。

学校施設等のアスベスト除去工事においてアスベスト粉じん飛散事故が相次ぐ中、特定調査の結果とともに、学校施設等での改修・改築・解体工事の際の事前のアスベスト調査等について、中皮腫・じん肺・アスベストセンターは全国の教育委員会へのアンケートを行い、実態を調査した。

### 方法

2015年5月15日アンケートを全国都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、中核市教育委員会、特例市教育委員会、市町村教育委員会、東京都下区部教育委員会へ送付した。回答は6月5日を期限とし返送をお願いした。アンケート用紙は別添のものである。

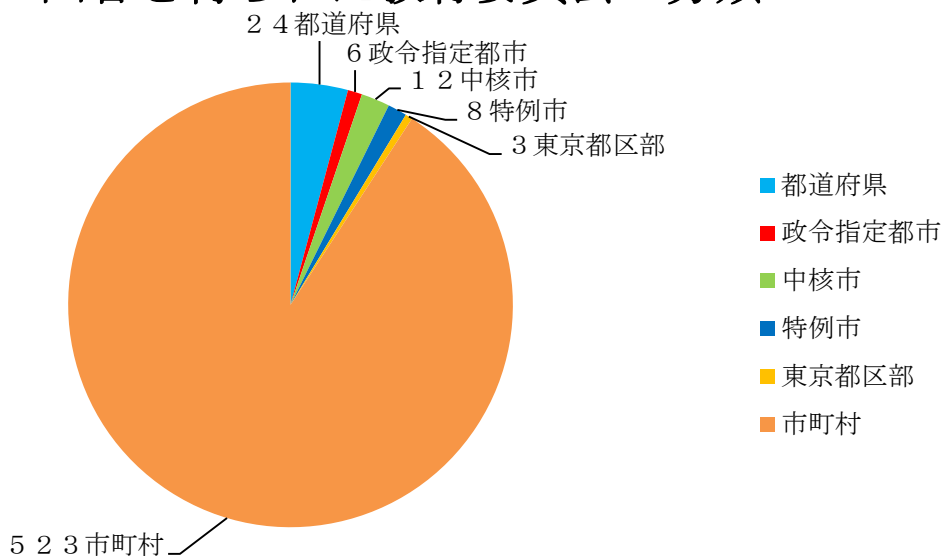
### アンケート回答

#### 1) 全回答の回収率と都道府県、政令指定都市、中核市、特例市、市町村別回収率

送付した全国教育委員会数は1903件、回収されたアンケート数は576件であった。全体の回収率は30.2%である。

内訳は、都道府県24、政令指定都市6、中核市12、特例市8で、東京都区部3、そのほかの市町村523であった。それぞれの回収率は、都道府県51.0%、政令指定都市30.0%、中核市26.6%、特例市20.5%、東京都区部13.0%、市町村教育委員会30.2%である。（アンケートを送付した都道府県数：47、政令指定都市数：20、中核市数：45、特例市数：39、東京都区部数：23、市町村：1729）

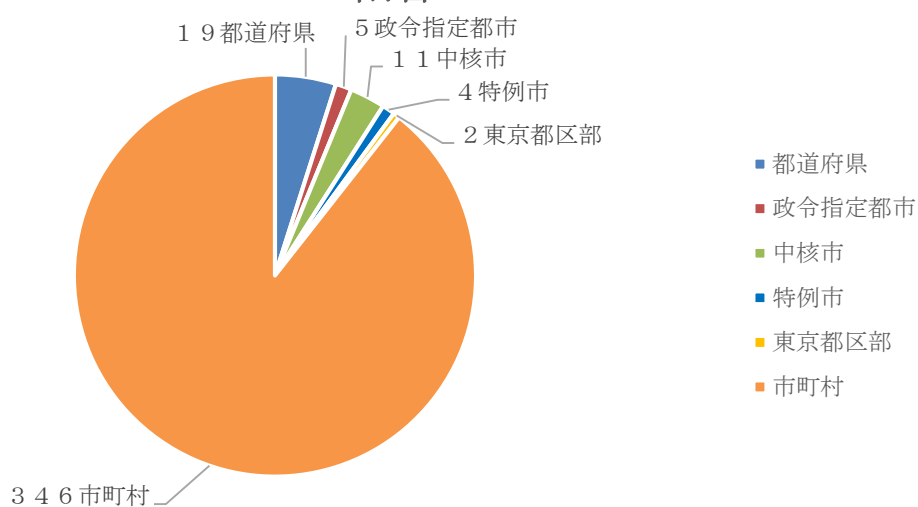
## 回答を得られた教育委員会の分類



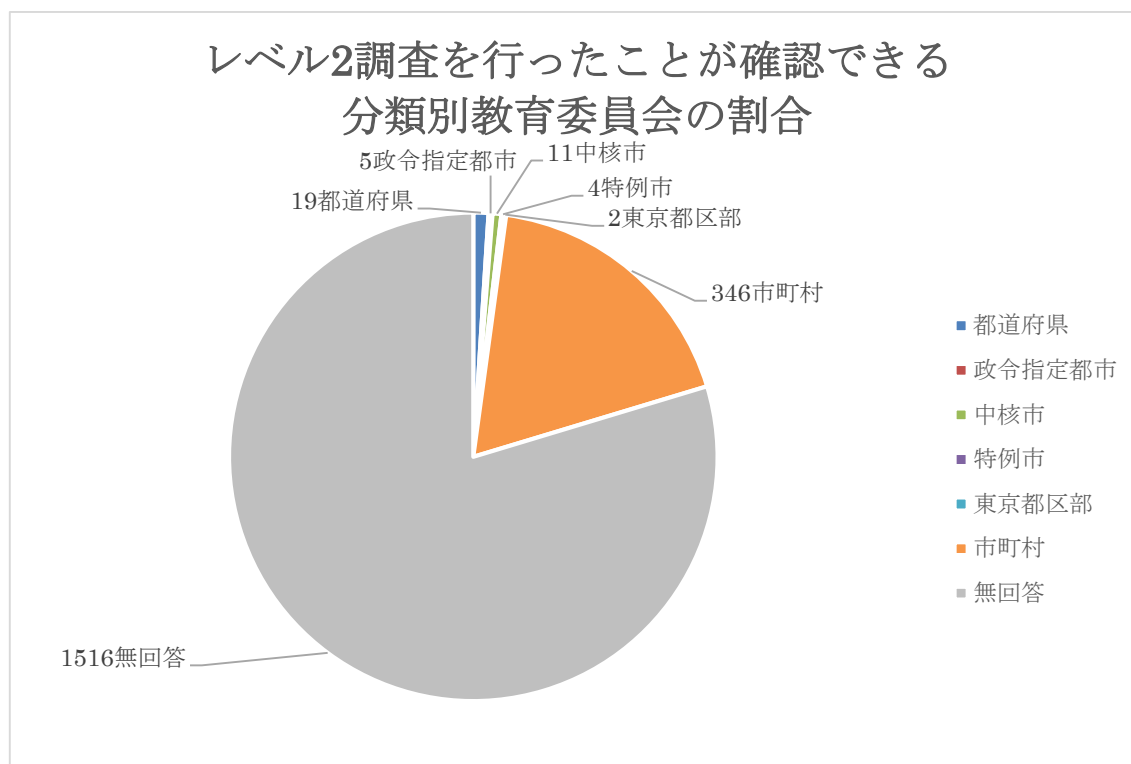
## 2) 2014年度に学校施設等におけるアスベストでレベル2（石綿含有保温材等）の調査を行った教育委員会数と割合（得られた回答数に対する割合）

回答が得られた全教育委員会で2014年度に、レベル2の調査を行ったと回答した教育委員会は387（67.1%）である。内訳は都道府県19（4.9%）、政令指定都市5（1.2%）、中核市11（2.8%）、特例市4（1.0%）、東京都区部2（0.5%）、市町村346（89.4%）であった。

## レベル2調査を行ったと回答した教育委員会の割合



回答が得られなかった教育委員会を含めて、全教育委員会中調査を行ったことが確認できる割合は、全教育委員会で387（20.3%）、都道府県19（0.9%）、政令指定都市5（0.2%）、中核市11（0.5%）、特例市4（0.2%）、東京都区部2（0.1%）、市町村346（18.1%）であった。



### 3) 2014年度に、もしくはそれ以前に行われたレベル2調査の概要

レベル2調査を実施したと回答した教育委員会の調査対象の総計は以下のようである。回答が得られた全教育委員会で、調査対象とされた学校数及び施設数は、学校数7642校、施設数12076施設であった。この施設数は、学校内の体育館や教室棟などをそれぞれ別の施設数と数え、また教育委員会の所管する学校以外の施設も含まれている。

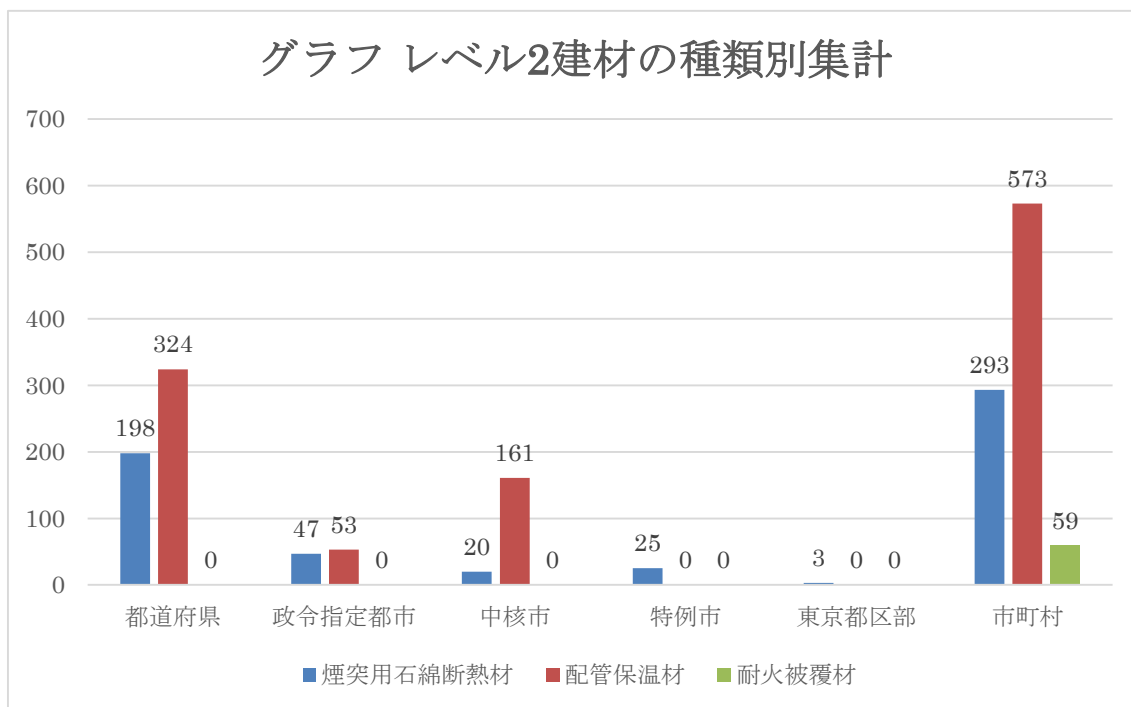
内訳は都道府県1412校、3709施設、政令指定都市1148校、589施設、中核市755校、1418施設、特例市137校、10施設、東京都区部39校、15施設、市町村4151校、6335施設であった。

それらの調査対象で、レベル2の疑いがある建材が確認された学校数、施設数は、学校数1069校、施設数は1405施設であった。内訳は都道府県147校、481施設、政令指定都市83校、87施設、中核市64校、179施設、特例市3校、2施設、東京都区部3校、3施設、市町村769校、653施設であった。

調査の結果判明したレベル2の疑いがある建材の種類と数は、総数で「煙突用石綿断熱材」586、「配管保温材」1111、「耐火被覆材」59であった。

内訳は都道府県「煙突用石綿断熱材」198、「配管保温材」324、「耐火被覆材」

0、政令指定都市「煙突用石綿断熱材」47、「配管保温材」53、「耐火被覆材」0、中核市「煙突用石綿断熱材」20、「配管保温材」161、「耐火被覆材」0、特例市「煙突用石綿断熱材」25、「配管保温材」0、「耐火被覆材」0、東京都区部「煙突用石綿断熱材」3、「配管保温材」0、「耐火被覆材」0、市町村「煙突用石綿断熱材」293、「配管保温材」573、「耐火被覆材」59であった。



#### 4) レベル2建材の対策工事について

レベル2建材調査で判明した建材について、今年度以前もしくは今年度に対策がとられたとする学校数及び施設数は、162校、178施設であった。対策（複数回答、無回答有）の内容は、除去31、封じ込め261、囲い込み93であった。

内訳は都道府県16校、17施設で除去1、封じ込め6、囲い込み1、政令指定都市18校、12施設で除去1、封じ込め0、囲い込み15、中核市2校、2施設で除去0、封じ込め2、囲い込み0、特例市0校、0施設、東京都区部0校、0施設、市町村126校、147施設で除去29、封じ込め253、囲い込み77であった。

#### 5) レベル2建材の予定されている対策工事について

レベル2建材の調査で判明した建材について、来年度以降に対策を予定しているとする学校数及び施設数は、157校、141施設であった。予定している対策（複数回答、無回答有）の内容は、除去35、封じ込め44、囲い込み3であった。

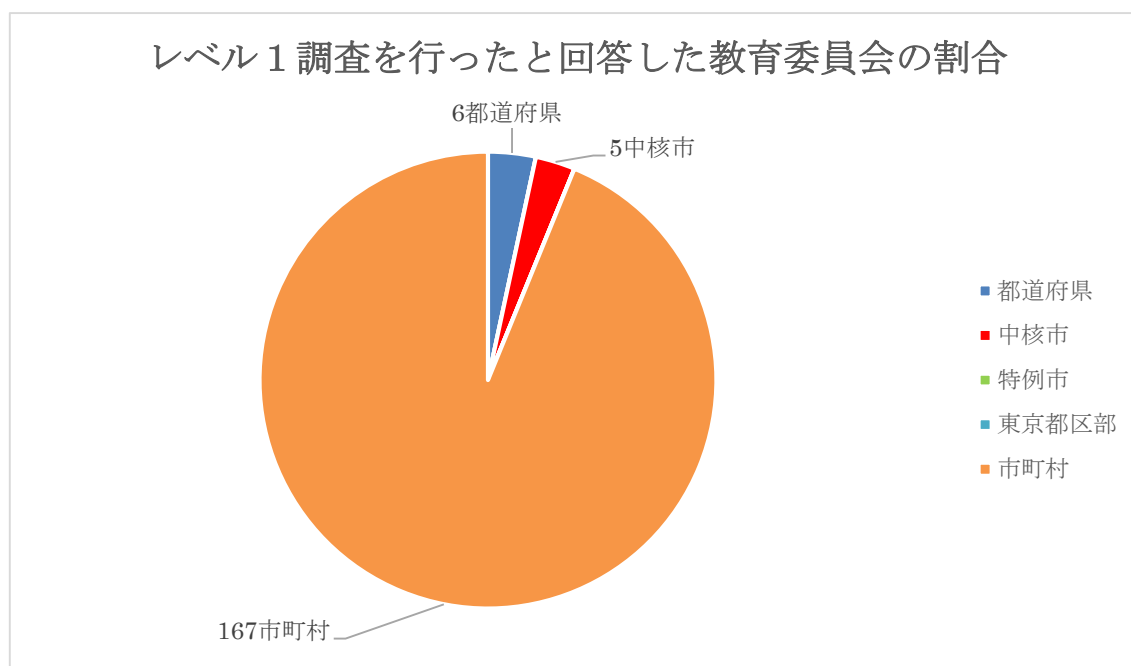
内訳は都道府県34校、40施設で除去11、封じ込め0、囲い込み0、政令指定都市18校、12施設で除去6、封じ込め0、囲い込み0、中核市2校、2施設で除去0、封

じ込め2、囲い込み0、特例市0校、0施設、東京都区部0校、0施設、市町村103校、87施設で除去18、封じ込め42、囲い込み3であった。

#### 6) 2014年度に学校施設等におけるアスベストでレベル1（吹付アスベスト等）の調査を行った教育委員会数と割合（得られた回答数に対する割合）

回答が得られた全教育委員会で2014年度に、レベル1の調査を行ったと回答した教育委員会は178である。

内訳は都道府県6、政令指定都市0、中核市5、特例市0、東京都区部0、市町村167であった。



回答が得られなかった教育委員会を含めて、調査を行ったことが確認できる割合は、全教育委員会で178（9.3%）、都道府県6（0.3%）、政令指定都市0、中核市5（0.2%）、特例市0、東京都区部0、市町村167（8.7%）であった。

#### 7) 2014年度もしくはそれ以前に行われたレベル1調査の概要

レベル1調査を実施したと回答した教育委員会の調査対象の総計は以下のようである。回答が得られた全教育委員会で、調査対象とされた学校数及び施設数は、学校数1929校、施設数3527施設であった。この施設数は、学校内の体育館や教室棟などをそれぞれ別の施設数と数え、また教育委員会の所管する学校以外の施設も含まれている。

内訳は都道府県117校、818施設、政令指定都市0校、0施設、中核市303校、0施設、特例市0校、0施設、東京都区部0校、0施設、市町村1509校、2709施設であった。

それらの調査対象で、レベル1建材が確認された学校数、施設数は、学校数81校、施

設数は66施設であった。

内訳はすべて市町村であった。調査の結果判明したレベル1建材の種類と数は、「吹付けアスベスト」19、「アコンファイバー吹付け、ニッカウール吹付け」1、「断熱材クリソタイル」1であった。

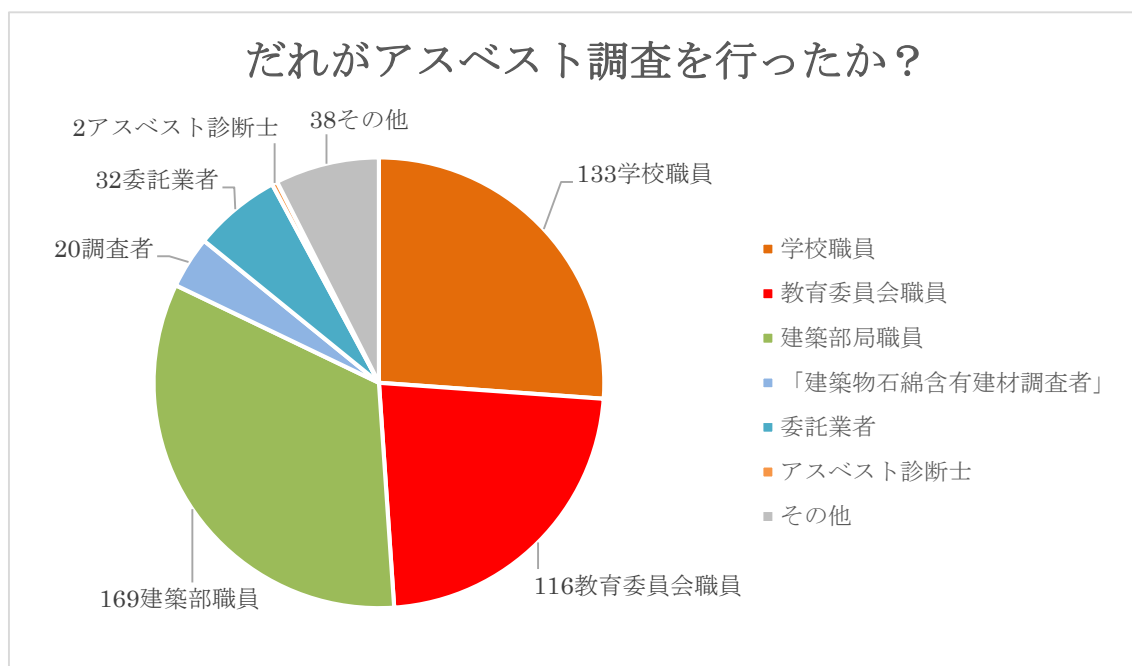
### 8) レベル1建材の対策工事について

レベル1建材調査で判明した建材について、回答のあった教育委員会全体で、49施設で対策がとられたと回答している。除去は35、封じ込め7、囲い込み0（対策内容回答なし7）であった。対策がとられた教育委員会の内訳はすべて市町村であった。

### 9) レベル2及びレベル1調査を行った者

レベル2及びレベル1調査を行った者を聞いた。回答のあった教育委員会全体で（複数回答あり）、(A) 学校職員133、(B) 自治体の建築部局職員169、(C) 調査を委託した国土交通省の資格制度による「建築物石綿含有建材調査者」20、(D) その他184であった。

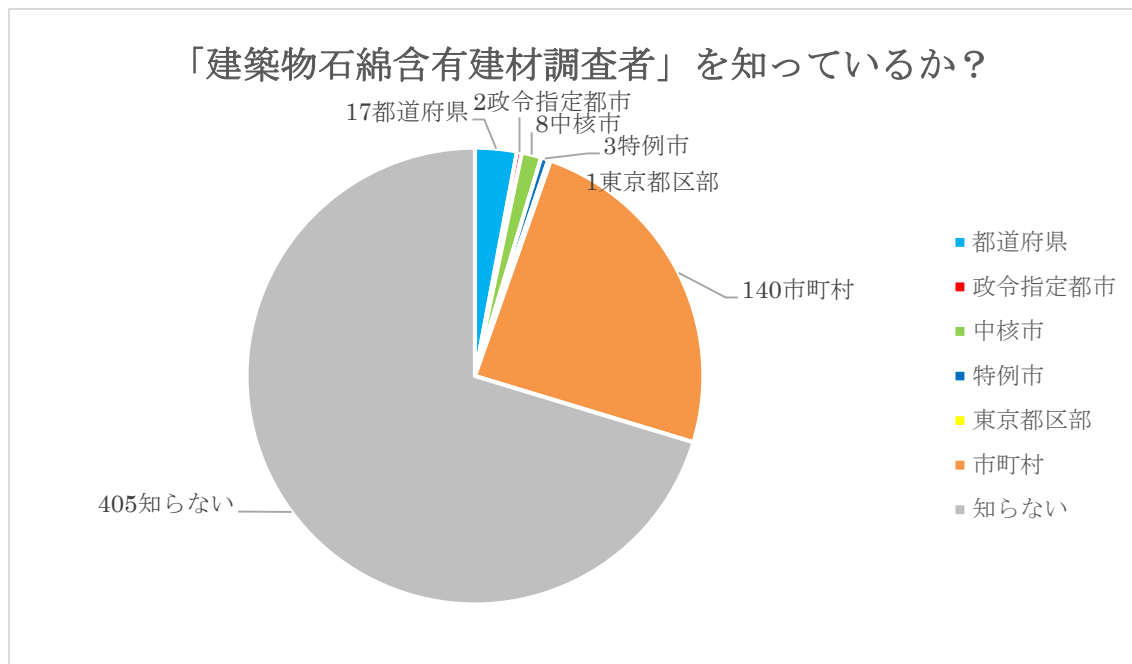
内訳は都道府県 (A) 13、(B) 6、(C) 2 (D) 8、政令指定都市 (A) 2、(B) 1、(C) 1 (D) 1、中核市 (A) 5、(B) 2、(C) 2 (D) 3、特例市 (A) 2、(B) 4、(C) 0 (D) 4、東京都区部 (A) 2、(B) 0、(C) 0 (D) 0、市町村 (A) 109、(B) 156 (C) 15 (D) 168であった。なお、(D) の内訳は教育委員会職員116、アスベスト診断士（日本アスベスト調査診断協会に登録された者）2、委託業者32、ほか34であった。回答のあった教育委員会全体のうち、学校職員と教育委員会職員との合計の割合は49.2%であった。



10) 国土交通省の資格制度による国土交通省の資格制度による「建築物石綿含有建材調査者」を知っているかどうかについて

国土交通省の資格制度による「建築物石綿含有建材調査者」を知っていると答えた教育委員会は、回答のあった教育委員会全体で171（29.6%）であった。

内訳は都道府県17、政令指定都市2、中核市8、特例市3、東京都区部1、市町村140であった。



11) アスベスト含有建材調査を実施する場合に「建築物石綿含有建材調査者」を活用していくことを検討しているかについて

今後学校施設等のアスベスト含有建材調査を実施する場合に「建築物石綿含有建材調査者」を(A)「発注条件に記載し活用している」と答えた教育委員会は、回答のあった教育委員会全体で17であった。(B)「活用を検討中」は19であった。(C)「今後検討していきたい」は295であった。(D)「検討の予定はない」は187であった。

内訳は都道府県(A)3、(B)0、(C)17、(D)4、政令指定都市(A)0、(B)1、(C)4(D)0、中核市(A)0、(B)0、(C)6(D)5、特例市(A)0、(B)1、(C)4、(D)1、東京都区部(A)1、(B)0、(C)2、(D)0、市町村(A)13、(B)17、(C)262、(D)177であった。

12) 調査を行ったものが「建築物石綿含有建材調査者」と答えた教育委員会を、「建築物石綿含有建材調査者」制度を知っているかとの問いにクロスチェックさせた結果

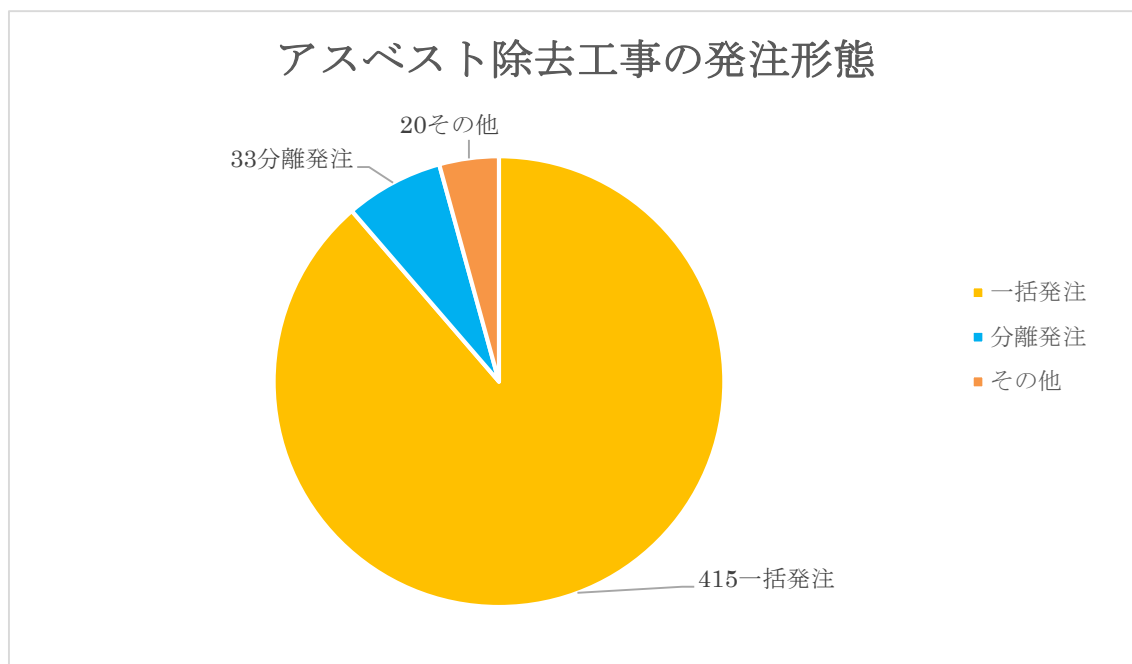
調査を行ったものが「建築物石綿含有建材調査者」と答えた教育委員会は都道府県1、

市町村19であった。これらを、「建築物石綿含有建材調査者」制度を知っているかとの問いにクロスチェックさせた結果、市町村10は知らないと答えた。さらに、今後活用を検討するかとの問いに、14市町村が検討中もしくは検討していきたいと答え、市町村3は予定なしと回答している。

### 13) 学校の改築・解体工事あるいは耐震補強工事などの改修工事の発注時におけるアスベスト除去工事の発注について

学校の改築・解体工事あるいは耐震補強工事などの改修工事の発注時におけるアスベスト除去工事の発注について聞いた。(A)「改修・改築・解体工事と一括して除去工事を発注して、受注者がアスベスト除去工事を実施または受注者が専門業者に委託して実施」と答えた教育委員会は、回答のあった教育委員会の全体で415(72.0%)であった。

(B)「改修・改築・解体工事とアスベスト除去工事は分離発注」は33(5.7%)であった。(C)「その他の発注形態」は20であった。



内訳は都道府県 (A) 18、(B) 3、(C) 3、政令指定都市 (A) 6、(B) 0、(C) 0、中核市 (A) 12、(B) 0、(C) 0、特例市 (A) 5、(B) 0、(C) 1、東京都区部 (A) 3、(B) 0、(C) 0、市町村 (A) 371、(B) 30、(C) 16であった。

### 14) 改修・改築・解体工事に付随するアスベスト除去工事あるいは単独でアスベスト除去工事を発注する際、空气中アスベスト濃度測定を実施させているかについて

改修・改築・解体工事に付随するアスベスト除去工事あるいは単独でアスベスト除去工事を発注する際、空气中アスベスト濃度測定を実施させているかについて聞いた。(A)「実施させている」と答えた教育委員会は、全体で283(49.1%)あった(複数回



答あり)。(B)「実施を義務付けていない」は145(25.1%)であった。

内訳は都道府県(A)22、(B)2、政令指定都市(A)5、(B)0、中核市(A)10、(B)2、特例市(A)6、(B)0、東京都区部(A)2、(B)1、市町村(A)238、(B)140であった。

#### 15) アスベスト除去工事を発注する際、空气中アスベスト濃度測定を実施していると答えた場合その業務を行う者

アスベスト除去工事を発注する際、空气中アスベスト濃度測定をだれが実施しているかを聞いた。(A)「改修・改築・解体工事もしくはアスベスト除去工事の受注者が決めた測定・分析業者」と答えた教育委員会は273(47.3%)であった(複数回答)。(B)「測定・分析業務を分離発注しており、独自に貴自治体が委託した測定・分析業者」は7(1.2%)であった。(C)その他5であった。

#### 16) 学校施設等に関するアスベスト調査・対策に関する意見

学校施設等に関するアスベスト調査・対策に関するご意見を聞いた。様々のご意見が寄せられた。

- ・調査費用が負担になって、専門機関に調査委託ができない。
  - ・学校1校につき、数百万円の調査費用がかかり調査を外注できない。
  - ・すでに調査済みで、新たに調査を行わなかった。
- などである。

#### まとめ

- ・2014年7月に文部科学省のレベル2調査が通知されたが、調査を行ったと答えた教育委員会は67.1%であった。
- ・アンケート調査の回答率は30%程度であった。調査対象は7642校、12076施設であった。アスベストレベル2の疑いがある建材が存在する学校は1069校、1405施設あった。建材の内容は煙突用石綿断熱材が586、配管保温材が1111、耐火被覆材が59あった。
- ・市町村では調査対象とされた学校・施設は4151校、6335施設であった。うちレベル2の疑いがある建材が確認された学校・施設は769校、653施設であった。対象建材は「煙突用石綿断熱材」293、「配管保温材」573、「耐火被覆材」59であった。
- ・レベル1の調査が行われた対象は1929校、3527施設であった。うち、市町村は1509校、2709施設中、81校、66施設でレベル1建材の疑いがある建材が確認

された。

- ・レベル2 調査対象学校、施設は市町村教育委員会で多かった。また、レベル1 調査についてはすでに調査、撤去済みという回答が多かった。それらの調査の半分は学校職員や教育委員会職員による調査に基づいた対策であった。
- ・アスベスト調査を行っているもののうち、「石綿含有建材調査者」による調査を行ったと回答したものは3.9%であった。学校職員と教育委員会職員との合計の割合は全回答の49.2%で、専門的な知識を持っていないと考えられるものによる調査が半分を占めた。
- ・国土交通省の資格制度による国土交通省の資格制度による「建築物石綿含有建材調査者」を知っていると答えた自治体は29.6%であった。
- ・「石綿含有建材調査者」による調査を行ったと答えた17市町村のうち、4市町村は「石綿含有建材調査者」を知らなかったと答えており、「石綿含有建材調査者」制度が十分に知られていない。
- ・アスベスト除去工事の発注について、改修・改築・解体工事と一括して除去工事を発注して、受注者がアスベスト除去工事を実施または受注者が専門業者に委託して実施受注者に委託して発注しているものは72.0%、改修・改築・解体工事とアスベスト除去工事は分離発注しているものは5.7%であった。
- ・濃度測定を行っている教育委員会は49.1%、実施を義務付けていないが25.1%であった。うち、濃度測定業務の分離発注を行っている教育委員会は1.2%であった。

## 評価

- ・全国的にレベル2が疑われる建材は相当量確認されているが、アスベスト含有についての正確な調査が行われたわけではない
- ・レベル2 調査対象学校、施設は市町村教育委員会で多かった。また、レベル1 調査についてはすでに調査、撤去済みという回答が多かった。それらの調査の半分は学校職員や教育委員会職員による調査に基づいた対策であった。市町村においては「石綿含有建材調査者」による調査が必要。
- ・正確な情報が整理されていない以上、児童・生徒たちがアスベストについて安全な環境に置かれているとは言えない。

- ・正確な情報に基づいて、改修・解体工事等が発注されていない状況は改善されていない。
- ・調査費用を100%国が負担し、専門的な調査が必要である。教育委員会は一元的にこの情報に基づいて、学校施設等のアスベスト建材を管理し、改修・解体工事の際の発注要件に生かしていく必要がある。
- ・「建築物石綿含有建材調査者」を活用し、すべての学校施設の綿密で正確なアスベスト調査が必要である。（現時点では調査は不十分である。）
- ・改修・解体工事と、アスベスト除去工事は分離発注が普及していない。
- ・改修・解体工事を管理する濃度測定の義務化と、測定業務を行う業者の分離発注が必要である。
- ・夏休みなど、生徒のいない状態でのアスベスト関連工事の徹底が必要である。

以上